

# 申告書確認表【留意事項】

平成30年4月1日以後開始事業年度等分  
単体法人用

項目	No.	確 認 内 容	留 意 事 項
<b>消費税及び地方消費税の申告書（一般用）・添付書類</b>	92	申告書①欄の金額は、付表2①欄（又は付表2-(2)①D欄）の金額と一致していますか（申告書⑤欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額が加算されていますか。）。 なお、特定課税仕入れがある場合、申告書①欄の金額は、特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書①欄の金額と一致していますか（申告書⑤欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額が加算されていますか。）。	法人税の申告に当たって、課税売上げに係る申告調整がある場合には、調整した後の金額を記載する必要があります。
	93	付表2⑥欄（又は付表2-(2)⑥D欄）の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利息の金額を含めていますか。	非課税売上額に誤りがある場合には、課税売上割合が変動し、控除対象仕入税額の計算に誤りが生じことがあります。
<b>控除税額</b>	94	課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。	個別対応方式を選択した場合には、課税仕入れに係る消費税額を、課税売上げにのみ要するもの、非課税売上げにのみ要するもの並びに課税売上げ及び非課税売上げに共通して要するものに区分する必要があります。
	95	申告書⑥欄は、貸倒れに係る売掛金等（税込額）の6.3/108、4/105又は3/103相当額を記載していますか。 また、不課税又は非課税取引（貸付金等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。	貸倒れに係る売掛金等（税込額）の8/108又は5/105相当額を記載した場合（地方消費税額を含めた場合）には、貸倒れに係る税額が過大となり、控除税額の計算に誤りが生じことがあります。
<b>特定課税仕入れ（リバースチャージ方式）</b>	96	付表2⑨欄は、⑧欄の金額に6.3/108を乗じた金額を記載していますか（又は、付表2-(2)⑨のA欄、B欄、C欄は、⑧のA欄、B欄、C欄の金額に3/103、4/105、6.3/108を乗じた金額を記載していますか。）。	課税仕入れに係る支払対価の額（税込額）の8/108又は5/105相当額を記載した場合（地方消費税額を含めた場合）には、課税仕入れに係る消費税額が過大となり、控除税額の計算に誤りが生じことがあります。
	97	課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ（例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等）がある場合、「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」を添付し、当該内訳書の③欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。	承認を受けた課税売上割合に準ずる割合が95%以上であっても、課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合には、リバースチャージ方式による申告を行う必要があります。
	98	上記の場合、付表2⑪欄は、⑩欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか（又は、付表2-(2)⑪C欄は、⑩C欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか。）。	特定課税仕入れに係る支払対価の額には消費税額等に相当する金額は含まれていませんので、6.3/100を乗じることとなります。